

水質検査結果一覧

2024年(令和6年)8月に行った、市内5箇所の給水栓（蛇口）の水質検査結果について公表するものです。国の基準に適合していますので、安心してご利用ください。

健康に関連する項目（31項目）				2024年(令和6年)8月1日 採水			
分 類	項 目	水 質 基 準 値	向町浄水場 給水栓	須加集会所 給水栓	地域文化センター 給水栓	清水町公園 給水栓	北河原自治会館 給水栓
病原生物の指標	一般細菌	100個/ｍℓ以下	0	0	0	0	0
	大腸菌	検出されないこと	不 検 出	不 検 出	不 検 出	不 検 出	不 検 出
無機物質・ 重金属	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002
	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
無機物質	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
無機物質・消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
無機物質	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.1未満	0.4	1.1	1.1	0.2
	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.08未満	0.08未満	0.09	0.09	0.08未満
	ホウ素及びその化合物	1mg/ℓ以下	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.11
一般有機 化学物質	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
消毒副生成物	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.17	0.12	0.06未満	0.06未満	0.09
	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.001未満	0.008	0.019	0.014	0.004
	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.002未満	0.003	0.002未満	0.004	0.002
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.002	0.006	0.007	0.006	0.004
	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.003	0.023	0.039	0.031	0.013
	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.002未満	0.003	0.009	0.006	0.002未満
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.001	0.007	0.013	0.011	0.003
	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.002
	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満

水道水が有すべき性状に関連する項目（20項目）							
分 類	項 目	水 質 基 準 値	向町浄水場 給水栓	須加集会所 給水栓	地域文化センター 給水栓	清水町公園 給水栓	北河原自治会館 給水栓
色	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02	0.02	0.02未満
	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
味覚	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	28.6	24.7	15.6	16.0	27.9
色	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
味覚	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	15.2	16.1	17.6	18.0	14.6
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	81.0	81.2	70.3	70.6	82.7
	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	189	179	157	158	192
発泡	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
におい	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
発泡	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
におい	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	0.3未満	0.4	0.8	0.8	0.3
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.9	8.2	7.6	7.6	8.1
	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

その他（1項目）							
分 類	項 目	水 質 基 準 値	向町浄水場 給水栓	須加集会所 給水栓	地域文化センター 給水栓	清水町公園 給水栓	北河原自治会館 給水栓
衛生上必要な措置	残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.5	0.2	0.1	0.2	0.2

※有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）・・・国の暫定目標値「1リットルあたり50ナノグラム：50ng/L」を下回っており安全性を確認しています。

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた月から8年以内に水道メーターを新しいものと交換しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、ご協力をお願いします。



有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)について

「PFOS」「PFOA」は難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘され、国際的な廃絶等の対策がとられている物質です。

現在は水道法における水質基準に設定されておりませんが、環境省において水道法上の水質基準に引き上げる方向で検討が進められています。

市では、すべての検査において、厚生労働省が設定した暫定的な目標値である「PFOS及びPFOAの合計値で1リットル当たり50ナノグラム（50ng/L）」を下回っており安全性を確認しております。

今後においても、水道利用者の安全を確保するため、引き続き、水質検査を実施してまいります。



夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年月	開 設 日（火曜日）	
令和7年 2月	4日	18日
3月	4日	18日
4月	8日	22日
5月	13日	27日
6月	10日	24日
7月	1日	15日
場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎(西部配水場内) 時 間：午後7時まで		



使用開始と中止には届出を

水道の使用を開始するとき、転居等で使用中止するとき等には、水道課へ届出が必要です。マンションやアパートでは1室ごとに届け出てください。水道の使用を開始・中止等をする際は電話等で同課にご連絡ください（平日 午前8時30分～午後5時15分まで）。

水道課 048-553-0131
なお、インターネットによる電子申請をご利用いただきますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。



【電子申請は、こちらから】